

会報  
全住協

2021  
4月



一般  
社団法人

全国住宅産業協会

# 新たな住生活基本計画(全国計画)について

国土交通省住宅局住宅政策課

## 1. 住生活基本計画の策定

住生活基本計画は、住生活基本法(平成18年法律第61号)の基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的に推進するために、策定されています。

前回計画の策定(平成28年3月18日)から約5年が経過したことから、社会経済情勢の変化等を踏まえて、今回、新たに令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、新たな住生活基本計画を策定しました。

新計画の策定に当たっては、社会資本整備審議会の住宅地分科会において、馬場会長を始め多くの住宅関係業界の方々にご参画いただき、令和元年9月から本年2月までの12回の長きにわたり検討を進め、案を取りまとめることができました。その後、パブリックコメントや都道府県への意見聴取を経て、本年3月19日に新たな住生活基本計画が閣議決定されました。

## 2. 新たな住生活基本計画のポイント

新たな住生活基本計画では、住生活をめぐる現状と課題を踏まえ、「社会環境の変化」、「居住者・コミュニティ」、「住宅ストック・産業」の3つの視点に基づく8つの政策目標を設定し、今後の施策の基本的な方向性を定めております。

### [新たな住生活基本計画(全国計画)の目標]

#### ①「社会環境の変化」の視点

- ・目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
- ・目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

#### ②「居住者・コミュニティ」の視点

- ・目標3 子供を産み育てやすい住まいの実現
- ・目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- ・目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

#### ③「住宅ストック・産業」の視点

- ・目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
- ・目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
- ・目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

## 目次

・新たな住生活基本計画(全国計画)について… 1	・周知依頼(法律改正に伴うマンション管理適正化法72条に規定する重要事項説明)… 8
・第10回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介 (株)大興ネクスタ)…………… 7	・トピックス(不動産後見アドバイザー資格講習会)… 9
	・周知依頼(令和3年国民生活基礎調査)… 9
	・協会だより…………… 10

## 新たな住生活基本計画(全国計画)について

### 【計画のポイント①】

コロナ禍や働き方改革の進展等、昨今の著しい社会環境の変化を踏まえ、「新たな日常」やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展、自然災害の頻発・激甚化に対応した施策の方向性を記載(目標1、目標2)。

具体的には、

- ・二地域居住や生活状況に応じた住替え等の住まいの多様化・柔軟化の推進
- ・新技術を活用した、住宅の「契約・取引プロセス」、「生産・管理プロセス」のDXの推進
- ・豪雨災害等のリスクを踏まえた安全な住宅・住宅地の形成や、被災者の住まいの早急な確保等の基本的な施策を盛り込んでいます。

### 【計画のポイント②】

政府の目標である2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性を記載(目標6)。

具体的には、

- ・長期優良住宅やZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)ストックの拡充、LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅の普及の推進
- ・住宅の省エネルギー基準の義務付けや、省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化

等の基本的な施策を盛り込んでいます。

また、子育て世帯の住宅取得の推進、多世代が共生する豊かなコミュニティの形成、住宅セーフティネット機能の整備、既存住宅流通の活性化などの重要施策についても積極的に進めていくこととしています。

## 3. 住宅政策の横断的な展開

本計画の実現に向けて、関係行政機関が連携し、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することが重要となりますが、今後は、まちづくりや防災、防犯、福祉、環境、エネルギー等の関連施策分野との連携を一層強化するとともに、住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けて施策を推進してまいります。

本計画の目標を達成するためには、住生活産業を担う民間事業者の皆様のご役割が強く期待される所ですが、本計画に基づく今後の住宅政策の推進に当たっては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## <新たな住生活基本計画(全国計画) 8つの政策目標>

### ①「社会環境の変化」の視点

#### 目標1：「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現

#### (1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進

- 住宅内テレワークスペース等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備、宅配ボックスの設置等による非接触型の環境整備の推進
- 空き家等の既存住宅活用を重視し、賃貸住宅の提供や物件情報の提供等を進め、地方、郊外、複数地域での居住を推進
- 住宅性能の確保、紛争処理体制の整備などの既存住宅市場の整備。計画的な修繕や持家の円滑な賃貸化など、子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備

## 新たな住生活基本計画(全国計画)について

### (2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進

- 持家・借家を含め、住宅に関する情報収集から物件説明、交渉、契約に至るまでの契約・取引プロセスのDXの推進
- AIによる設計支援や試行的なBIMの導入等による生産性の向上等、住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXの推進  
(成果指標)
  - ・DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合  
0% (R2) → 100% (R7)

### 目標2：頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

#### (1) 安全な住宅・住宅地の形成

- ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供
- 関係部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、
  - ・豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅立地を抑制
  - ・災害の危険性等地域の実情に応じて、安全な立地に誘導するとともに、既存住宅の移転を誘導
- 住宅の耐風性等の向上、住宅・市街地の耐震性の向上
- 災害時にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上

#### (2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

- 今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに確保することを基本とし、公営住宅等の一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供
- 大規模災害の発生時等、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を迅速に設置し、被災者の応急的な住まいを早急に確保  
(成果指標)
  - ・地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合  
- (R2) → 5割 (R7)

## ②「居住者・コミュニティ」の視点

### 目標3：子供を産み育てやすい住まいの実現

#### (1) 子供を産み育てやすく良質な住宅の確保

- 住宅の年取倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進
- 駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子供の人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進
- 民間賃貸住宅の計画的な維持修繕等により、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備
- 防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備

#### (2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり

- 住宅団地での建替え等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備

## 新たな住生活基本計画(全国計画)について

○地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進と共に、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街並み景観の形成等

(成果指標)

- ・民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合  
約1割(H30) → 2割(R12)

### 目標4：多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

#### (1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

- 改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進
- エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進
- 高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT技術等を活用したサービスを広く一般に普及
- サービス付き高齢者向け住宅等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進

#### (2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

- 住宅団地での建替え等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペースの整備等、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備
- 三世同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等を推進。家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成  
(成果指標)
  - ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合  
17% (H30) → 25% (R12)

### 目標5：住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

#### (1) 住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、外国人等)の住まいの確保

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進
- 緊急的な状況にも対応できるセーフティネット登録住宅の活用を推進。地方公共団体のニーズに応じた家賃低廉化の推進
- UR賃貸住宅については、現行制度となる以前からの継続居住者等の居住の安定に配慮し、地域の実情に応じて公営住宅等の住宅セーフティネットの中心的役割を補う機能も果たしてきており、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅を提供を進めるとともに、ストック再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備

#### (2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

- 住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- 地方公共団体と居住支援協議会等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応等の実施
- 賃借人の死亡時に残置物を処理できるよう契約条項を普及啓発。多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

## 新たな住生活基本計画(全国計画)について

(成果指標)

- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率  
25% (R2) → 50% (R12)

### ③「住宅ストック・産業」の視点

#### 目標6：脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成

##### (1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化

- 基礎的な性能等が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善(安心R住宅、長期優良住宅)を行って購入物件の安心感を高める
- これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進
- 既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を推進

##### (2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生(建替え・マンション敷地売却)の円滑化

- 長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進
- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる、良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- マンションの適正管理や老朽化に関する基準の策定等により、マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進

(成果指標)

- ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模  
12兆円 (H30) → 14兆円 (R12)
- ・住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合  
15% (R1) → 50% (R12)

##### (3) 世代を越えて既存住宅として取引され得るストックの形成

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、
  - ・長寿命でライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充
  - ・ライフサイクルでCO<sub>2</sub>排出量をマイナスにするLCCM住宅の評価と普及を推進
  - ・住宅の省エネルギー基準の義務付けや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化
- 住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図るV2H(電気自動車から住宅に電力を供給するシステム)の普及を推進
- 炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT(直交集成板)等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進
- 住宅事業者の省エネルギー性能向上に係る取組状況の情報を集約し、消費者等に分かりやすく公表する仕組みの構築

(成果指標)

- ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) ※  
3% (H30) → 18% (R12)

## 新たな住生活基本計画(全国計画)について

- ※2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストिंगの考え方に基づき、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等に関するロードマップを策定
- ※地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに合わせて、上記目標を見直すとともに、住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を追加
- ・認定長期優良住宅のストック数  
113万戸 (R1) → 約250万戸 (R12)

### 目標7：空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進

#### (1) 空き家の適切な管理の促進と共に、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却

- 所有者等による適切な管理の促進。周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等や特定空家等に係る対策の強化
- 地方公共団体と地域団体等が連携し相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進
- 所有者不明空き家について、財産管理制度の活用等の取組みを拡大

#### (2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進

- 空き家・空き地バンクを活用しつつ、古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅等、多様な二地域居住・多地域居住を推進
  - 中心市街地等において、地方創生やコンパクトシティ施策等と一体となって、除却と合わせた敷地整序や、ランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進
  - 空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組みを支援
- (成果指標)
- ・市区町村の取組みにより除却等がなされた管理不全空き家数  
9万物件 (H27.5～R2.3) → 20万物件 (R3～12)

### 目標8：居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

#### (1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成

- 大工技能者等の担い手の確保・育成について、職業能力開発等とも連携して推進。地域材の利用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進
- 中期的に生産年齢人口が減少する中で、省力化施工、DX等を通じた生産性向上の推進
- CLT等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成等

#### (2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長

- AIによる設計支援やロボットを活用した施工の省力化等、住宅の設計・施工等に係る生産性や安全性の向上に資する新技術開発の促進
- 住宅の維持管理において、センサーやドローン等を活用した住宅の遠隔化検査等の実施による生産性・安全性の向上
- 官民一体となって我が国の住生活産業が海外展開しやすい環境の整備

#### ●国土交通省ホームページ

[URL] [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000032.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000032.html)

## 優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第10回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

### 優良事業賞

戸建分譲住宅部門(小規模)

## モデューラ平和台 アーバンヴィラ (株)大興ネクスタ



#### 【事業コンセプト】

本プロジェクトは東京都練馬区、「平和台」駅から徒歩圏内に位置する小規模分譲住宅プロジェクトである。「ここにしかない。オンリーワンの住まいを。」をコンセプトに、洗練された造形美、機能的で安らぎのある空間、そして最高品質にこだわった住まいとして、光・風・緑を都心で感じる住まいづくり、また落ち着いたある端正な街並みづくりを行った。初期段階からCG シミュレーションを行い、建物の形状、道路からの見え方、塀の配置等を検討することで、住民だけでない、近隣住民にも心地の良い落ち着いたある環境を創出した。

#### 【商品企画】

外観デザインはシンプルモダンとし、仕上げを左官やタイル、また植栽と組み合わせることで端正で落ち着いたある景観をつくり出した。各棟はそれぞれ「リビングテラスのあるプラン」「開放的な吹き抜けのあるプラン」「梁の現しのある勾配天井プラン」など、様々な魅力あるプランニングを行った。外構計画は、塀を雁行させることで室内のプライバシーに配慮するだけでなく、道路面に

も植栽を設けることで親しみのある街並みづくりを行った。LDKの床は無垢材挽板化粧フロアを使い家族の健康に配慮するとともに家族の集まるだんらん空間を象徴している。

維持管理体制としては、長期優良住宅の認定を受け、性能表示の維持管理対策等級3を取得している。さや管により基礎のコンクリートへ配管を直接埋設することなく、給排水の接続部を点検できる措置を施している。

#### 【環境配慮】

「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」に準じたサッシを使用。ガラスはLow-E複合ガラスで断熱性能を高め、枠を樹脂アルミ複合とし内部結露を抑制するなど、性能表示の断熱等性能等級4を取得している。

洗面台の水栓金具はお湯と水の境目が分かるシングルレバーで無駄にお湯が出てしまうことを防ぎ、トイレの便器は節水型でCO<sub>2</sub>削減にも貢献。給湯器は高効率型を採用し、浴室は断熱ふろふた断熱浴槽・床で省エネルギーな住宅づくりをしている。

#### 【事業成果】

販売価格は周辺相場を超えるものであったが、14件の来場で4戸全て成約に至っている。それは、コンセプトどおり光や風を感じることができる、開放的でゆったりと時間が流れる住まいとなり、弊社の次世代の住宅づくり、街並みづくりに評価をいただいていると認識している。

購入いただけなかったが本物件に来場後、弊社の販売する別の土地に、本物件のような建物を建てられないかと検討いただいた方も複数いた。

#### 【規模概要】

住 所	東京都練馬区早宮 2 - 5 - 14ほか
敷地面積	110.00~113.00㎡
延床面積	96.11~115.81㎡
構造規模	木造SE構法 2階建
住戸総数	4戸



## 法律改正に伴うマンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条に規定する重要事項の説明等について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号。以下「一部改正法」という。)は令和2年6月24日に、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(以下「一部改正規則」という。)は令和3年2月3日に、それぞれ公布され、いずれも令和3年3月1日から施行されている。

### 1. 重要事項説明書の交付等について

一部改正法及び一部改正規則により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)第72条に基づき行う重要事項説明書の書面交付、法第73条に基づき行う契約成立時の書面交付及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第88条並びに規則第89条に基づき行う管理事務報告書の書面交付は、ITを活用した重要事項説明書の提供等を行うことができることとなった。

### 2. 重要事項の説明等について

法第72条に基づき管理業務主任者が行う重要事項の説明及び規則第88条並びに規則第89条に基づき管理業務主任者が行う管理事務報告書の説明(以下「重要事項説明等」という。)にITを活用するに当たっては、次に掲げる全ての事項を満たしている場合に限り、対面による重要事項説明等と同様に取り扱うこととする。

### 3. 重要事項説明を不要とする管理委託契約について

一部改正法第72条第1項の重要事項説明を不要とする管理委託契約の満了期間として、一部改正規則第82条第2号が規定されたが、当該条項の

解釈については、例えば建物全てを一人が所有する賃貸マンションや社宅等の既存の建物を買取り、当該建物をマンションとして分譲した場合も含まれると解される。

### 4. 従業者証明書の記載項目について

プライバシー保護の観点等から一部改正規則別記様式第29号により、従業者証明書から従業者の生年月日が削除された。

なお、令和3年3月1日以降は、従業者の生年月日が削除された従業者証明書を携帯することになるが、従前の生年月日が記載された従業者証明書を引き続き、使用することは差し支えないものとする。

### 5. 管理業務主任者証の再交付について

法第62条の規定により、管理業務主任者証の記載事項の変更に伴い届出が提出される際、添付される従前の管理業務主任者証は写しで差し支えない。その場合、従前の管理業務主任者証の原本と引換えに新たな管理業務主任者証を交付して行うものとする。

### 6. 管理業務主任者証における旧姓使用について

管理業務主任者証の記載事項のうち、管理業務主任者の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者に対しては、令和3年4月1日以降、管理業務主任者証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された管理業務主任者証の交付を受けた日以降、書面の記名等の業務において旧姓を使用してよいこととする。

●国土交通省ホームページ

[URL]

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000184.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000184.html)

## 不動産後見アドバイザー資格講習会をオンライン開催

組織委員会では、後見制度と不動産について東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と共同研究を行っているが、「不動産後見アドバイザー」資格講習会を3月2日(火)、3日(水)にオンラインにて開催した。

本資格は、今後高齢化社会が進展していく中で、住宅・不動産事業者が後見制度を理解し適切なサポートやアドバイスを行うことによって、判断能力が不十分な方も安全・安心に不動産取引を行うことが可能となることを主な目的としている。講習内容は、法定後見・任意後見制度の基礎のほか、関連法制度、相続、事例紹介、信託及び居住支援等の関連事項も講義項目となっている。

2日間にわたり、東京大学大学院教授・特任助教・専門職員のほか、高齢者・障がい者福祉の専門家、司法書士等の組織委員会委員が講師を務めた。

今回は初めてのオンライン開催となったが、受講者は①同時配信(Zoom)と②録画配信から視聴しやすい方法を選択可能としたことで、特に遠隔地からの受講者が増加、計130名が受講した。



▲不動産後見アドバイザー資格講習会

## 令和3年国民生活基礎調査 ご協力をお願い

厚生労働省では昭和61年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査(以下「調査」とします。)を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2021(令和3)年調査を6月3日及び7月8日の両日に実施いたします。

調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の4月中旬、また実際の調査のために6月3日及び7月8日の前後1～2週間程度の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を講じた上で、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に

管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様のご理解はもとより、関係各位のご協力が不可欠です。

つきましては、国民生活基礎調査の実施に関する記事の貴会会員の皆様が発行する広報誌等への掲載などについてのご周知方、特段のご配慮をお願い申し上げます。

### ●厚生労働省ホームページ

2021(令和3)年国民生活基礎調査  
ご協力をお願い


[URL]

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

## 協会だより

### 入会

#### 正会員

会社名 (株)オープンハウス・プロパティマネジメント 


代表者 福岡 良介

住所 〒100-6312 東京都千代田区丸の内2-4-1

T E L 03-6841-3756

F A X 03-6841-3786

事業内容 ビル・マンションの賃貸管理業務。

会社名 REJ(株) 

代表者 渡野 友和


住所 〒106-0045 東京都港区麻布十番1-5-10 アトラスビルAZABUHILLSIDE406号室

T E L 03-5776-2679

F A X 052-261-1527

事業内容 名古屋を中心に宅地開発・賃貸マンション開発・民泊事業等幅広く不動産サービスを手掛ける。

#### 賛助会員

会社名 (株)MFS 

代表者 中山田 明

住所 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1

大手町ビル2F FINOLAB

T E L 03-6259-1808

F A X 03-6259-1809

事業内容 オンラインでユーザーが住宅ローンを借りられるか瞬時に分かるサービスを提供。

#### 住所変更

会社名 (株)グローバル・リンク・マネジメント

新住所 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト21F

T E L 03-6415-6525(従来どおり)

F A X 03-3770-6020(従来どおり)

会社名 トーセイ(株)

新住所 〒108-0023 東京都港区芝浦4-5-4 田町トーセイビル

新T E L 03-5439-8801

新F A X 03-5439-8802

団体名 (一社)東北・北海道住宅産業協会

新住所 〒983-0821 宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内

新T E L 022-352-7477

新F A X 022-352-9039

### 業務日誌

2月24日(水)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事が出席。(オンライン)
26日(金)	・社会資本整備審議会住宅宅地分科会に馬場会長が出席。(オンライン)
3月2日(火)	・「不動産後見アドバイザー」資格講習会を開催。(～3日、オンライン)
3日(水)	・「声から前向きさと好印象を手に入れる心理学分析と発声の実践力」研修を開催。 (～31日、オンラインにて研修動画を配信)
11日(木)	・一人前社員になるための目標管理&問題解決研修を開催。(連合会館+オンライン) ・新人教育担当者のためのOJTのやり方研修を開催。(連合会館+オンライン)

会報 全住協 通巻96号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会  
(令和3年4月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

# 全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・(株)シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)トルネックス	エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」
・(株)一貫堂	住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
・(株)リビテックス	水まわり設備4点セット
・(株)ダイテック	不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
・プラチナ出版(株)	宅建受験対策書籍
・(株)ファイレスキュー	投てき消火器具「firesave」+食油消火器具「firesave天ぶらパック」
・(株)シンカ	顧客接点クラウド「カイクラ」
・ソフトバンク(株)	スマート福利厚生
・(株)FRESH ROOM	オゾン発生器 エアバスター
・地盤ネット(株)	地盤安心マップPRO

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

## 団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9039
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地協	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

## 本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**  
全住協

